

I 植栽管理基本計画策定の目的と位置づけ

1 計画策定の趣旨

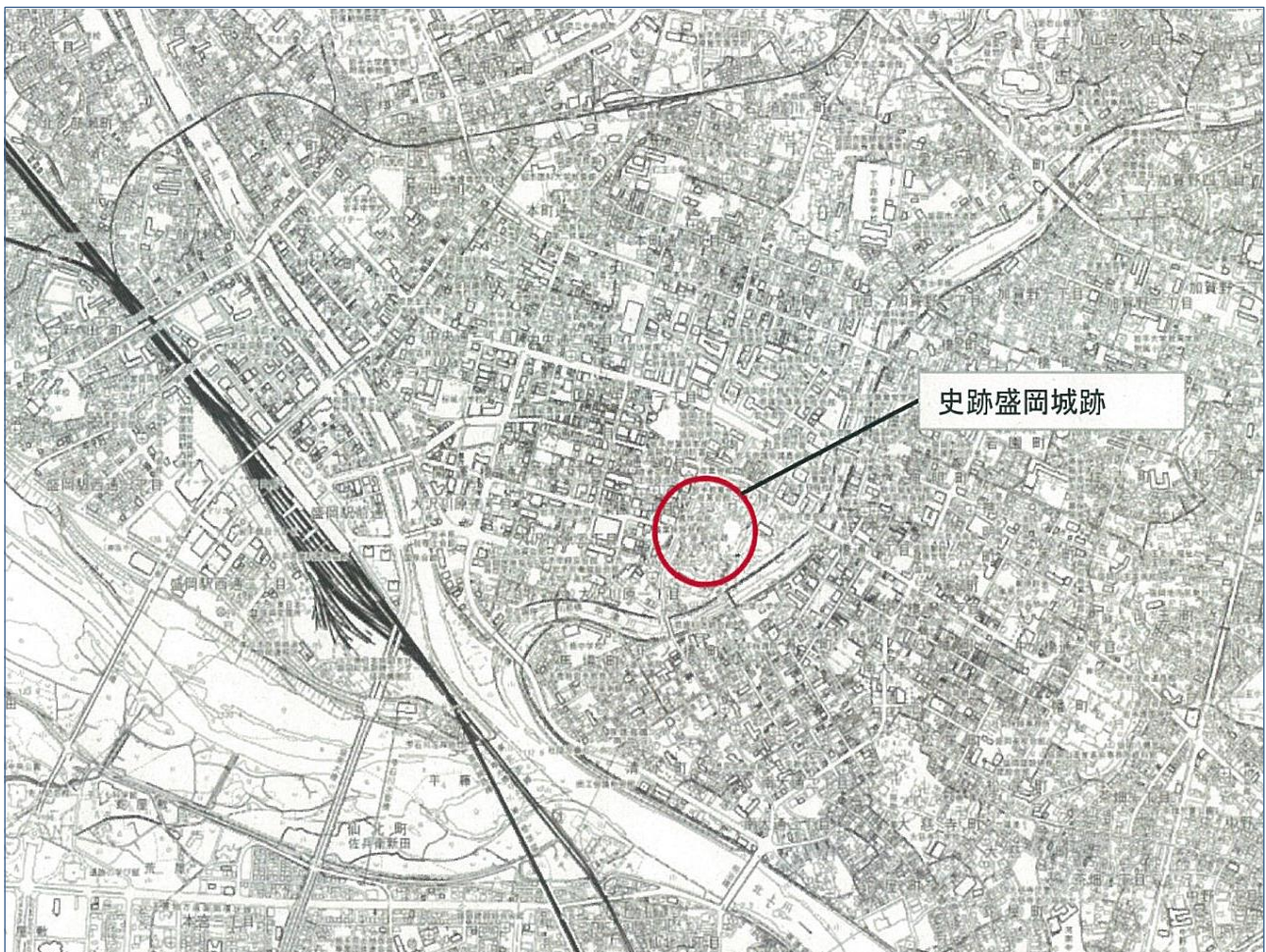
(1) 計画の目的

盛岡城跡は、わが国の中世から近世に至る領国支配と経営上で重要な位置にあり、盛岡の歴史を知る上でも不可欠な遺跡として。また堀・土塁・石垣の遺存状態がよく、藩政期の規模が知ることができることから昭和12年4月17日に国の史跡に指定された。

保存整備事業は、この遺跡を(1)次世代に向けて良好な状態で保存しながら引き継ぎ、(2)盛岡市の歴史的環境の重要な要素として広く市民や県内外の来訪者が親しみ、(3)史跡を通じて文化的向上に寄与することを目標とする。

史跡の整備にあたっては、遺跡の本質的価値を次の世代へ良好な状態で引き継ぐべく保存に努めながら、常に再評価しながら整備のあり方を検討することが必要である。

また、歴史的環境を生かした知的観光資源と都市空間における憩いや安らぎ、そして各種イベントなどの利活用を促進する都市公園として心地よい空間を形成するよう計画を進めるものとする。



第1図 史跡盛岡城跡の位置(1 : 20,000)

(2) 計画策定の趣旨

史跡盛岡城跡は、国民共有の貴重な財産であるとともに、北東北や盛岡市にとってかけがえのない文化遺産である。この史跡を含む広い地域は岩手公園（盛岡城跡公園）となっており、近世以降は盛岡藩の藩庁所在地としての成り立ちと変遷を経て、近代以降もお城を中心として発展してきた。本市にとって、盛岡城跡は地域の発展のシンボルとして親しまれ、また多くの市民や観光客が訪れる緑豊かな憩いの都市空間となっている。

この盛岡城跡から盛岡を代表する中津川や岩手山・南昌山・東根山・早池峰山などの山々を含めた自然景観と歴史的景観など盛岡にしかないアイデンティティーを創出することが本市の個性を引き立たせる重要な要素である。

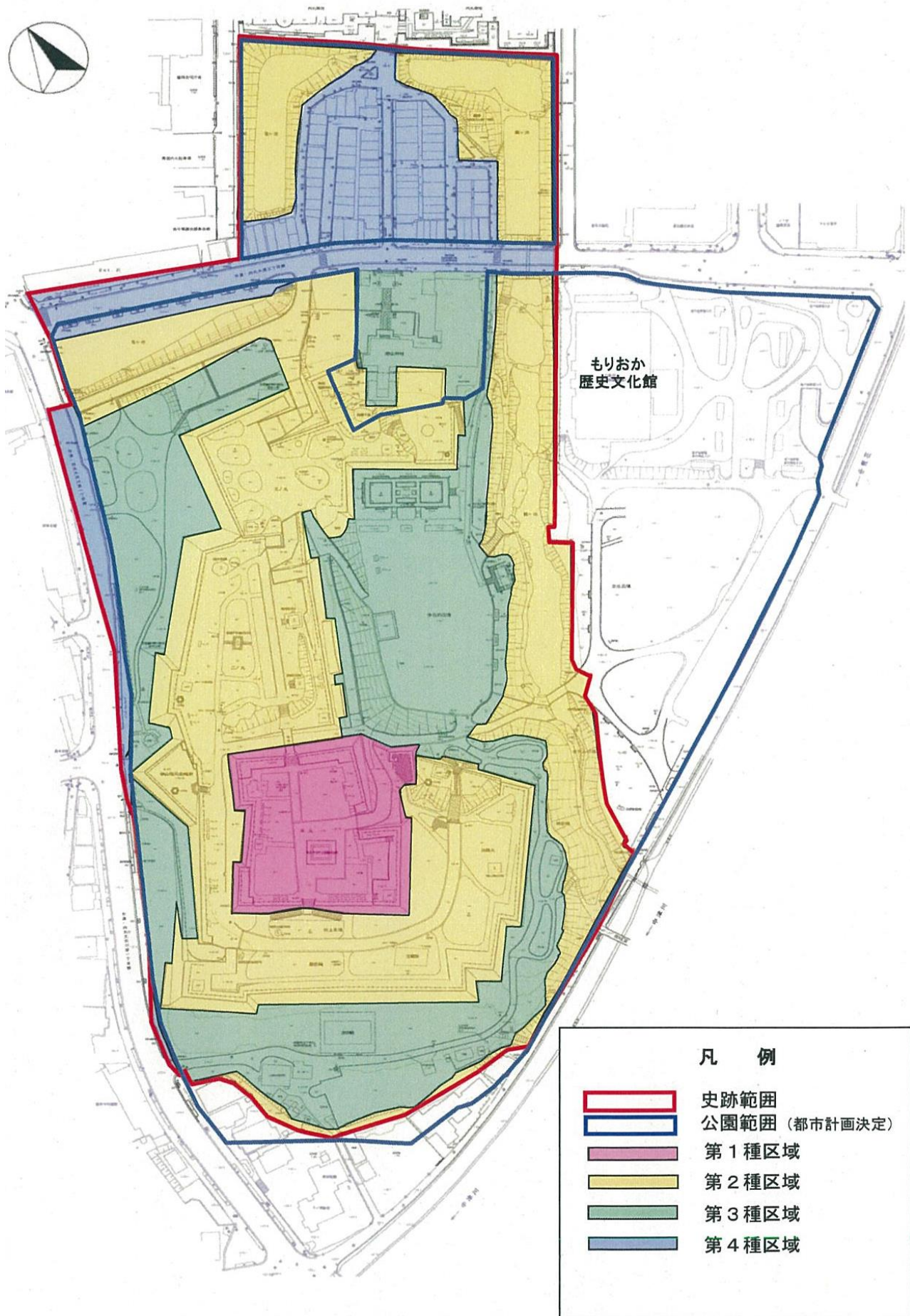
今日、公園内には約 156 種、約 3 千本の樹木があり、盛岡城跡公園は、近世以降に庶民の台所として機能してきた肴町かいわいと昭和初期以降に新たに発展してきた大通りの二つの中心市街地の中間に位置する貴重な緑地帯となっている。しかしながら巨木化した樹木の根の一部は、石垣を押しつけて一部の積み石は落石し、または地震・強風などの自然災害時には倒木して石垣を落下させる危険性が指摘されている。

盛岡城跡は、今日までビルなどの都市景観と隔絶するためにヒマラヤスギなどの高木で囲んで閑静な空間を維持してきたが、一方でこの隔絶され閉塞感のある空間の中に盛岡城跡の貴重な要素が閉じ込められてきた。また、明治 39(1906)年の公園整備を端緒として、昭和 30 年代から昭和 50 年代にかけて植栽された多くの樹木は、都市公園としての整備であったため、史跡としての価値が損なわれるまで成長している。

このことから、『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画(以下「本計画」という。)]』では、平成 24 年度に策定した『史跡盛岡城跡整備基本計画』で示した整備計画のうち、植栽に関する適正な管理方針をより具体化する必要がある。また、史跡を良好な状態で次世代に引き継ぐべき近世城郭の遺構と石垣を保全しながら、都市空間に埋もれてしまった美しい石垣を持つ盛岡城跡の全体を市内の要所から見えるように。さらに、本丸・二ノ丸など、城跡の主要な場所から盛岡にしかない河川や山並みなどの自然景観が眺望できるような計画を策定し、近世以降から今日までの盛岡の成り立ちを象徴してきた城跡をランドマークとして再生し、市民生活に潤いと賑やかさをより戻すことを目的としている。

この計画が、歴史的経緯を踏まえた新しい街づくりや景観構成への布石となり、平成 19 年に岩手公園開園 100 周年を記念して「盛岡城跡公園」と愛称を冠した機会を活かし、今後の盛岡のまちづくりを進める上で、盛岡にしか存在しない自然遺産と歴史遺産、さらに都市景観とが調和する事で、より一層「お城」が身近な存在になり得るものである。「本計画」では、盛岡城跡を次世代に良好な状態での遺産として引き継ぐために、城跡内外の植栽について具体的で、かつ適切な管理基準を定める。

なお、植栽管理の対象範囲は、盛岡城跡の史跡指定地内を原則とするが、史跡内外の眺望を確保する必要性から史跡東側のもりおか歴史文化館をも含む芝生広場や史跡北側の内丸緑地も検討対象とする。



第2図 保存管理区分

計画の策定にあたっては、第1期整備計画期間のみならず整備計画期間中における史跡盛岡城跡を中心とした植栽について現状を評価し、具体的な整備方針とその範囲を検討する。

(3) 計画の対象範囲

植栽管理基本計画の対象とする範囲は、市有地 76,918.17 m²、櫻山神社所有地 6,186.58 m²、民有地 1,387.29 m²、計 84,092.04 m²(平成21年度測量調査による実測面積、登記面積は 87,051.07 m²)で、昭和12年に史跡指定を受けた範囲全域とする。

地番は盛岡市内丸57番1号から同5号及び同7号、同30～36番、同38・39・42・45～55・57～126・320番である。

なお、この地域は昭和31年に都市計画決定されて「一般公園」(現在は「都市公園」)として開設された範囲である。

(4) 盛岡城跡と盛岡城跡公園の特徴

盛岡城跡の特徴として、(1)丘陵に築かれた連郭式の近世城郭、(2)堀と土塁に区画された内曲輪が良好に遺存、(3)本丸に置かれた藩主南部家の居住空間に代表される居住機能、(4)二ノ丸に置かれた藩庁機能に代表される行政機能、(5)総石垣にみられる軍事的機能。そして都市公園として(6)市民の憩いと安らぎの場として心地よい都市空間があげられる。この特徴を効果的に表現するための整備が求められる。

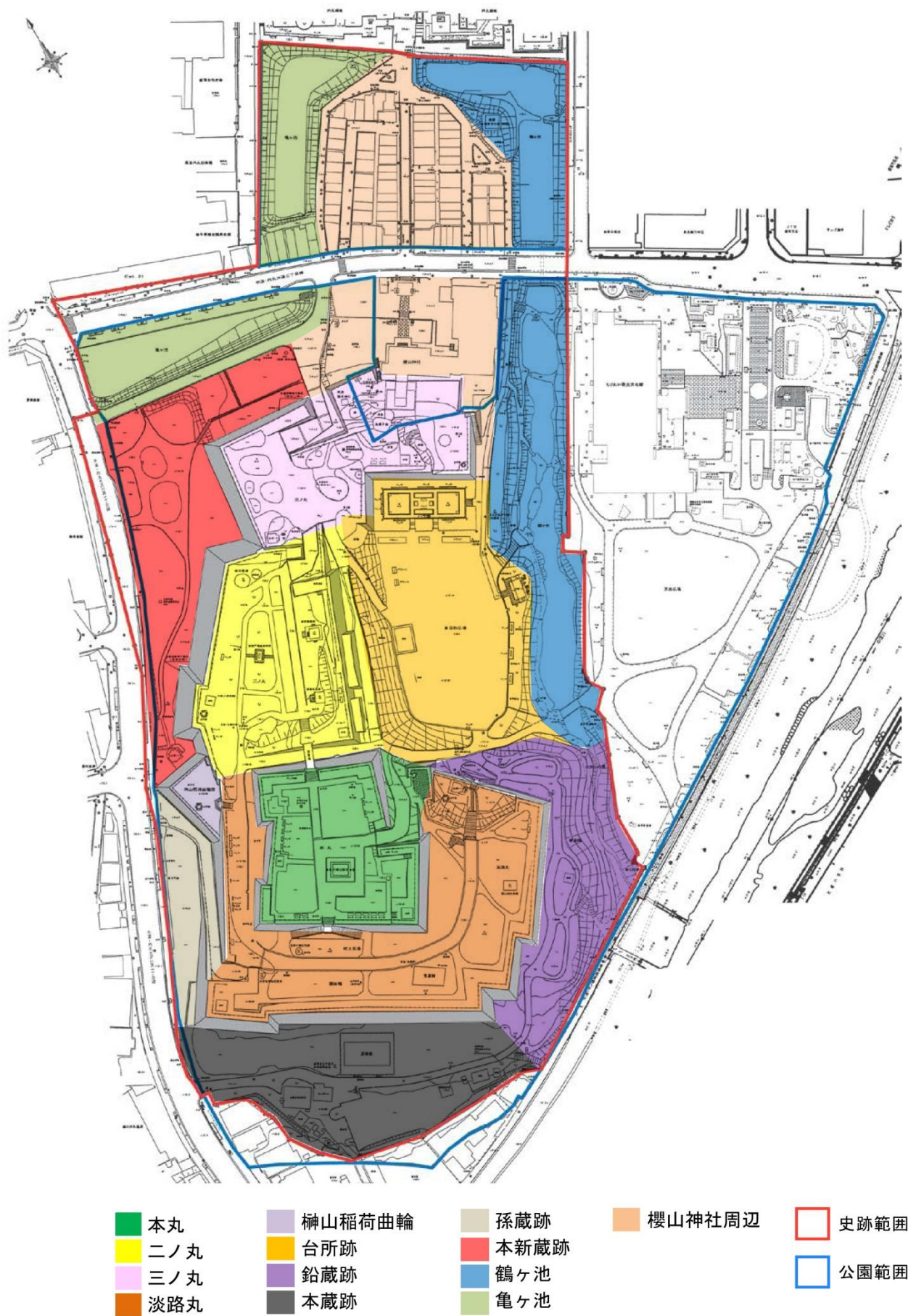
(5) 盛岡城跡の植栽管理のあり方

盛岡城跡や盛岡城跡公園の特徴を表現するために、(1)史跡とその本質的価値の重要な構成要素である石垣・堀・土塁などの遺構の保存を図る。特に石垣の積み石間や上下に植生した樹木の成長は石垣の孕みなどの変位を引き起こしている。

盛岡城跡は、鶴ヶ池と亀ヶ池に囲まれた本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸・下曲輪などの内曲輪内には藩政期の多くの遺構が残されていることから、樹木などの根が与える遺構への影響を軽減するよう遺跡の修景計画の中でランドスケープを図る。さらに、東北地方では稀な総石垣を志向した積み石の美しさが評価されている石垣を他方向から見えるように顕在化を図る。

また、城跡にとどまらず盛岡城跡公園をとりまく中津川と岩手山・姫神山・南昌山などの自然環境は(2)時空的变化に関わらず連続する盛岡の主体性(アイデンティティ)でもある。また、城跡はビルなど都市空間の中にあり、これまで樹木によって閑静なたたずまいが維持されてきたが、相互に眺望が望めるような景観構成によって、お城がもっと身近な存在となり市民生活の中に息づく存在となる。

そのためにも、遺跡や遺構の保護のための修景計画と植栽管理を行い、さらに、景観計画の見直しによって現在よりもさらに良好な住環境の向上を図る。



第3図 植栽管理区分

2 樹木管理の評価と課題，基本理念・基本方針

(1) 評価と課題

- ア 明治期以降，公園整備に伴って多くの植栽が行われてきており，中心市街地の中間にあって貴重な緑地として多くの市民や観光客に安らぎと憩いの空間として親しまれてきた。
- イ 平成 19 年以降は指定管理者 特定非営利活動法人「みどりの相談室」が積極的に地域の特性を活かした景観の保全と創造に取り組み，地域の景観形成に努力しきており，来園者から高い評価を得ている。
- ウ 盛岡城の樹木は，明治 7 年の建物解体に伴う樹木払い下げと明治 24 年に残された樹木を調査した記録が残されており，江戸時代の植栽を伺う事ができる。今日みられる樹木の大半は，明治 39 年以降に植栽されて生育してきたが，空閑地に植えられ，又は自生して成長した高木は巨木となり，低木も密植状態になっている。特に数多くの高木によって周囲の景観と調和することなく，閉塞的な空間を生み出した。
- エ 城跡内にあたっては，これまで明確な計画や基準がなく，造園担当者の裁量によって植物園的な展示を目的とした植栽が行われてきた。また植栽後及び自生した高木は剪定や伐採がほとんど行われてこなかった。
- オ 史跡でありながら，都市公園として植栽整備が優先されてきたことにより，史跡の本質的価値の重要な要素である石垣を含む遺構の保護が先送りされてきた。
- カ 江戸時代から生育する樹木，明治期以降に植えられた樹木，希少な樹木などの管理基準がなく，史跡や都市公園の全体や区域ごとの特色が損なわれつつある。

(2) 基本理念

江戸時代に盛岡藩の藩庁として機能してきた盛岡城は，明治維新を画期として政治や軍事施設としての機能は失われ，明治期の岩手公園開園を契機として岩手県民や盛岡市民のための広場として多くの人々憩いと安らぎの空間として生まれ変わった。以後，公園は市民の心の拠り所となって現代に至っている。

一方，盛岡市では国の指定史跡でもある盛岡城跡を歴史遺産としての価値や都市公園としての魅力を高め，より一層市民や観光客の利活用の推進を図ることを目的として，平成 23 年度に『史跡盛岡城跡保存管理計画』，さらに平成 24 年度に『史跡盛岡城跡整備基本計画』を策定し，その中で樹木の適切な管理の必要性を指摘した。

しかしながら，明治期以降に植栽され，または自然に生育した多くの樹木は，石垣や遺構の保全に影響を与え，史跡内外の眺望を阻害し，さらには来園者に危険を及ぼしていることなどの今日的な新たな課題が生じたことから具体的な施策を計画する必要性が生じている。また，盛岡城跡を良好な状態で次世代に引き継ぐべく，植栽の具体的かつ適切な管理を行うことによる史跡や都市公園としての質の向上を図る必要性にも迫られている。

本計画においては，盛岡市の歴史的経緯を踏まえた情報共有によって盛岡城跡の文化財としての価値の保全を図りながら歴史遺産の正しい理解につなげ，都市公園機能

との共生を再構築するものとする。

平成 19 年に岩手公園開園 100 周年を記念して盛岡城跡公園と愛称を冠した機会を活かし、今後の盛岡のまちづくりを進める上で、盛岡にしか存在しない自然遺産と歴史遺産と都市景観が調和する事で、より一層公共性を高め「お城」が利用者にとって身近な存在になるように取り組むものとする。

(3) 基本方針

ア 史跡や都市公園として安全で親しまれ、利用される緑地帯の空間を整える。

イ 盛岡城跡の石垣や遺構の保全と文化財を活かした利活用を図り、次世代を見越した植栽管理計画とする。

ウ 文化財と歴史的景観を優先しながらも、中心市街地を結ぶ貴重な緑地帯としての都市景観や都市防災、さらには利活用等に考慮し、都市公園機能を強化する。

エ 植栽管理により盛岡城跡の規模や構造が知ることができるよう石垣の顕在化を図り、往時の植生を復元しながら城内から藩主や藩士が望むことができた景色や城外域から見た盛岡城の修景と景観を再生する。

オ 植栽管理により、盛岡城跡の規模や構造が理解できるようにし、市民生活に城跡の存在感を高める。

カ 歴史性や気候風土に適した江戸時代から生育する樹木、大木、標本木・副標本木、生育数の少ない樹木、記念植栽木、搬入された樹木の適切な管理を行うとともに、歴史的経過を踏まえた特色ある地区ごとの植栽配置とする。

キ 植栽管理基本計画で定める事項の実施については、今後第 2 期整備終了予定の平成 44 年度までを目途として計画するものとし、市民生活に融和して理解を得て、たえず見直しを図りながら実施するものとする。

3 計画策定の進め方

(1) 史跡内外の現況と諸課題の整理

ア 史跡及び周辺地域の環境や歴史的経緯など諸条件等の把握と整理

イ 史跡内のうち、本丸・二ノ丸・三ノ丸・淡路丸等の植栽状況、景観等の現況調査

ウ 必要課題と要求課題等の抽出と整理

(2) 計画策定上の方針

ア 石垣など遺構の保全に影響を与えている樹木の検討

イ 景観・環境整備の方針

盛岡城跡をランドマークとして再生していくために、周辺地区から盛岡城跡の石垣を望めるようにすることを目標に定める。これに沿って、第 1 期整備計画期間中には城内の主要な箇所から石垣を眺め見られるようにすることを目標とする。

また、第 2 期整備計画期間では、各種遺構の復元整備等と併せて樹木伐採等を行い、周辺地区からも石垣を眺望できるようにすることを目指す。

ウ 植栽管理・整備方針

第1期及び第2期整備計画期間では、以下の場所を視点場として石垣を明瞭に眺望できるよう、樹木の剪定や伐採を進めていく。

(ア) 史跡の修景復元

- a 藩主や藩士の登城ルートに沿った当時の景観修景(正面性の確保)
- b 園路沿い石垣裾部周りの修景(石垣細部の顕在化)

(イ) 城内の視点場から当時可能だった城外眺望の確保

- a 本丸地区西側夕陽亭から城下
- b 本丸地区中央から南昌山
- c 本丸地区東から早池峰山
- d 二ノ丸地区西側望岳亭から岩手山

(ウ) 城外の視点場から石垣等の眺望確保による盛岡城跡の顕在化

a 西側から遠景～近景

- (a) 菜園通から榊山稻荷曲輪の石垣

b 西側からの近景

- (a) 大通交差点から三ノ丸の石垣
- (b) 教育会館向側入口から二ノ丸の石垣
- (c) 吹上門下から淡路丸の石垣

c 東側からの中景

- (a) もりおか歴史文化会館西側 から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣
- (b) 芝生広場南西入口 から本丸・二ノ丸・三ノ丸の石垣

d 東側から遠景～近景

- (a) 毘沙門橋から本丸・淡路丸の石垣

e 北側からの近景

- (a) 櫻山神社西側入口から三ノ丸瓦門及び両側石垣

f 南側からの近景

- (a) 南西入口から淡路丸の南西石垣
- (b) 南東入口から淡路丸の南等角石垣

(3) 計画策定上の適用指針

盛岡市都市整備部では、史跡盛岡城跡植栽管理基本計画策定にあたり、平成28年6月28日付けで計画策定上の適用指針を以下のように定めた。

ア 適用指針の位置付け

この適用指針は、平成28年度策定予定の『史跡盛岡城跡植栽基本管理計画(以下『植栽管理基本計画』という。)]』での具体的な植栽の管理方針を定める。

イ 理念

史跡盛岡城跡内における植栽管理の方針を示した『史跡盛岡城跡保存管理計画書』並びに『史跡盛岡城跡整備基本計画』に基づき、主に史跡を含む都市公園と

の緑との共生を図りながら、適切な植栽管理の作業を進める。

ウ 組織

(ア) 植栽専門部会の設置

『史跡盛岡城跡保存管理計画書』及び『史跡盛岡城跡整備基本計画』において、史跡内の樹木を調査し、史跡内外からの近・中・遠景が抱える景観の課題を提起しながら適時植栽管理を行う方針を定めた。

しかしながら、樹木の成長が石垣の保全や「お城を中心としたまちづくり事業」と相互に影響していることから、計画を具体的に進める組織として、「史跡盛岡城跡整備委員会」のもとに「植栽専門部会」を設置する。

(イ) 植栽専門委員の構成

植栽専門部会は、「史跡盛岡城跡整備委員会」や「お城を中心としたまちづくり懇話会」の都市工学、景観計画を専門とする委員のほか、植物、環境、造園、樹木医などの専門家と市民で構成する。

エ 方針

(ア) 植栽専門部会での検討

a 史跡整備

今後の史跡整備における植栽のあり方については、個々の樹木の今後の剪定・伐採・植栽などの管理の方向性を『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画』の策定段階から植栽専門部会において協議して整備の全体計画に反映する。

b 基本計画

短期実施計画(平成 25 年度から同 34 年度までの第 1 期整備計画)に位置付けた樹木については、植栽専門部会において管理手順を協議の上、現地で具体的に検証して実施計画案を提示する。

(イ) 市民の意見集約

植栽専門部会が検討した『史跡盛岡城跡植栽管理基本計画』案は、市民の意見や提案を集約するため、市民向けの説明会や現地見学会を開催し、実施設計に反映させる。

(ウ) 整備委員会等への協議と報告

上記の過程を経た基本設計案を「盛岡城跡整備委員会」に諮問し、また「お城を中心としたまちづくり懇話会」に報告した上で、盛岡市教育委員会、岩手県教育委員会を經由して文化庁と協議し、その内容をもって盛岡市の成案とする。

(エ) 文化庁、岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の許可等

基本計画のうち、現状変更許可申請を必要とする場合は、その内容により市教育委員会、県教育委員会を経て文化庁の許可を得る。

4 基本計画策定の経過

(1) 植栽専門部会の設置と構成

「盛岡城跡整備委員会」と「お城を中心としたまちづくり懇話会」から都市工学が専門の岩手県立大学総合政策学部教授 倉原宗孝氏。同じく盛岡城跡整備委員会から環境を専門とする株式会社ネクサス代表取締役 中村正氏。お城を中心としたまちづくり懇話会から宗教法人 櫻山神社 宮司，地権者として坂本広行氏。樹木医・環境再生医として小岩井農牧株式会社環境緑化部 課長斉藤友彦氏。また景観計画として岩手大学農学部地域デザイン研究室 准教授三宅諭氏。植物として岩手大学人文社会学部 環境科学課程 教授竹原明秀氏。さらに造園・景観計画として有限会社〈盛岡〉設計同人代表取締役渡辺敏男氏にお願いした。

なお，地元町内会からは，内丸第二町内会副会長坂本広行氏(兼任)，菜園一丁目町内会長松田恭一氏，大通一丁目町内会長松田陽二氏の以上9名に委嘱し，部会長に倉原氏，副部会長は三宅氏が選出された。

また，関係者として文化庁文化財部記念物課，岩手県教育委員会生涯学習文化課 商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課。オブザーバーとして盛岡城跡公園の指定管理者である特定非営利活動法人「緑の相談室」が加わり，事務は都市整備部公園みどり課において処理した。

なお，渡辺敏男委員は平成29年1月17日に逝去された。

(2) 植栽管理基本計画の検討経過

ア 平成28年6月28日 植栽専門部会設置要領及び植栽管理基本計画の適用指針

イ 平成28年7月11日 植栽専門部会委員委嘱

ウ 平成28年8月13日，9月13日 前都市整備部造園担当者からの意見聴取

議題：盛岡城跡公園内の植栽の経過

エ 平成28年8月24日 第1回庁内検討会

(ア) 議題

現地確認と支障木の確認

(イ) 出席

商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，(株)創宇舎，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

もりおか歴史文化館

オ 平成28年10月12・13・17日 部会委員と個別面談

内容：基本計画骨子案に対する意見聴取

カ 平成28年10月11日 第2回庁内検討会

(ア) 議題

基本計画骨子案の検討

(イ) 出席

商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，㈱創宇舎，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

もりおか歴史文化館

キ 平成 28 年 12 月 7 日 第 1 回植栽専門部会

(ア) 議題

基本計画骨子案の検討と盛岡城跡内の植栽状況確認

(イ) 出席

各専門部会委員，岩手県教育委員会生涯学習文化課，商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，㈱創宇舎，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

もりおか歴史文化館

ク 平成 29 年 1 月 24・25・26・27 日 部会委員と個別面談

議題：基本計画案に対する意見聴取

ケ 平成 29 年 1 月 26 日 第 3 回庁内検討会

(ア) 議題

基本計画案の検討

(イ) 出席

都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，㈱創宇舎，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

盛岡市役所都南分庁舎 101 会議室

コ 平成 29 年 1 月 30 日 第 2 回植栽専門部会

(ア) 議題

植栽管理計画案の検討と盛岡城跡内の植生状況の確認

(イ) 出席

各専門部会委員，商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，㈱創宇舎，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

もりおか歴史文化館

サ 平成 29 年 2 月 21 日 お城を中心としたまちづくり懇話会

(ア) 議題

植栽管理計画案の報告

(イ) 出席

各懇話会委員，商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

もりおか歴史文化館

シ 平成 29 年 2 月 15 日～3 月 6 日 パブリックコメント

内容：基本計画案に対する意見募集 1 名 12 件

ス 平成 29 年 2 月 23 日 盛岡城跡整備委員会

(ア) 議題

植栽管理計画草稿の報告と承認

(イ) 出席

各専門部会委員，商工観光部観光交流課，都市整備部景観政策課，教育委員会
歴史文化課，指定管理者「緑の相談室」，㈱創宇舎，都市整備部公園みどり課

(ウ) 会場

もりおか歴史文化館

セ 平成 29 年 3 月 7～10 日 部会委員と個別面談

議題：基本計画修正案に対する意見聴取

(3) 委員会での主な議論と議事録

ア 第 1 回庁内検討会

<要旨>

- ・景観的な観点と観光的な観点とを組み合わせ考えていくこと。
- ・視点場と支障木に対する考え方を整理すること。
- ・石垣の顕在化について，どの程度見えれば良いのか。議論を深めること。
- ・「史跡」と「公園」それぞれの管理に対する考え方の違いをどのように整理・
調和させていくかが課題。どちらか一方が優先するというようなことではない。
- ・中津川や近隣商店街など，史跡周辺との関わりについても整理すること。

イ 第 2 回庁内検討会

<要旨>

- ・「希少種」に対する捉え方を明確にする必要がある(植物学的な観点なのか，地
域性を重視するのか)。
- ・石垣を適切に保存し，後世に残していくことが盛岡城跡の本質的価値向上に繋
がる。石垣に悪影響を及ぼす樹木や，空洞化しているような危険木については
優先的に伐採できるような計画にすること。
- ・植樹する場合については，例えば「石垣から〇mの距離を確保する」など，基
準を設ける必要があること。
- ・高木・中木・低木の高さに対する基準を定める必要がある。また，その中でも
針葉樹・広葉樹に分けて考えること。
- ・使用する用語の整理・統一が必要。(“剪定”，“伐採”，“整姿”，“除伐”など)
- ・案内看板(説明版)の体裁を統一すること。
- ・史跡の周辺の景観については，景観計画に盛り込むことで，ある程度の管理基
準を定めることが可能。遠景・近景の捉え方については整理が必要であること。

ウ 第1回植栽専門部会

<要旨>

- ・基本的には事務局により示された方針案に対して賛同する。
- ・植栽計画策定の時期は、今後の検討結果を考慮して柔軟に対応する必要がある。
- ・植栽基本計画に基づき、樹木を伐採する場合は市民への周知・説明を丁寧に行うこと。その上で、科学的技術的な診断により、伐採するに至る決定根拠を明確にすること。
- ・市民への周知・説明に係る具体的な手法としては、伐採予定の樹木に対して理由や実施時期等を記した看板を設置することや、現地説明会を開くこと等が考えられるが、この場で手法を限定するものではなく、状況に応じた対応とすること。
- ・第2回植栽専門部会では、具体的な実施策について原案を提示すること。

エ 第3回庁内検討会

<要旨>

- ・補助事業で実施する範囲と日常管理の中で実施する部分とを区分すること。
- ・植栽管理基本計画のような計画を定めている自治体は全国的にも少ないがゆえに、完成すれば今後他の公園を維持管理する上においても貴重な指針となること。
- ・パブリックコメントにより、公園の将来像を市民と共有する機会とすること。

オ 第2回植栽専門部会

<要旨>

- ・「季節感」「安全性」「楽しむ」というキーワードが重要であり、計画書の中にも市民が将来性を想像でき、楽しめるものとする。
- ・なぜ石垣や地下遺構を保存する必要があるのか、根本的な理由について説明を行うこと。
- ・パブリックコメントにより市民から意見を募集することは重要であるが、その質問の仕方については市民が理解しやすい内容とすること。
- ・内容については概ね了解を得られた。

カ お城を中心としたまちづくり懇話会

<要旨>

- ・内丸緑地のヒマラヤスギは伐採もやむを得ないこと。
- ・計画案を説明し、報告した。

キ 盛岡城跡整備委員会

<要旨>

- ・樹木と草花など季節ごとの特色を出すような計画として進めること。
- ・市民にも丁寧に説明すること。
- ・宮澤賢治の世界にもあるように、盛岡城跡からの景観を再生すること。
- ・計画案の検討経過について説明し、案の了承を得た。

5 『史跡盛岡城跡保存管理計画』における植栽管理の位置付け

『史跡盛岡城跡保存管理計画』において、史跡指定地内の植生の現況を把握するため平成 21 年度に公共社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に委託し、盛岡市公園みどり課職員とともに現地において樹種の同定作業を実施した。

(1) 植栽調査

平成 23 年度に策定した『史跡盛岡城跡保存管理計画書』においては、現況調査の一環として植栽調査を行った。

樹木(低木～高木)の位置と規模(幹の太さ)・樹木を調査し、特に石垣に悪影響を与えている樹木や石垣の景観を阻害している樹木等に着目して特定した。

確認された樹木は約 156 木、本数は 3,116 本で、主な樹木は表 6～9 に示すとおりである。

分布の傾向としては、明治期の植栽が踏襲されているものとして、モミジ・カエデ類が本丸・二ノ丸・三ノ丸を中心に生育しているほか、腰曲輪ではサクラ、腰曲輪下北側・東～南東部分ではウメが生育している。

また、昭和期(戦後)に植栽された主なものとしては、園路の縁辺に低木のツツジ類(ドウダン・リュウキュウ・サツキ等)が多く植栽されているほか、台所西側の斜面にはニシキギやトサミズキ等の低木類が植栽されている。

(2) 植生管理の方針

植生の管理については、日常的な維持管理行為の主要な事項であることから、具体的な管理項目やその方法について示す。

藩政時代に植栽された樹木については、明治 7 年(1874) 3 月に 1,276 坪をはじめとする建物とともに、松 864 本、樺 45 本、栗 6 本、雑木 58 本が払い下げられている。

また、明治 24(1891)年には杣(杉)833 本、松 74 本、御用ノ松 74 本、栗 15 本、胡桃 44 本、桜 46 本、雑木 2 本、樺 46 本、合計 1,304 本(ほか 86 本は朽木)が売却されたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び腰曲輪西側のエドヒガンが藩政時代から生育する樹木の可能性が指摘されている。しかし年輪調査を行っていないことから正確な樹齢は不明である(樹種の表記は原文のまま)。

明治期の公園整備の際に植栽されたウメ・サクラについては、盛岡に春の訪れを知らせるとともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。特に、腰曲輪のサクラや腰曲輪下南東部のウメについては、一部で明治期に植栽されたものが残っており、当時の公園整備状況を知ることができる。

植栽については、公園来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、一方で樹木の根が石垣に悪影響を与えているものや腐朽により倒木の恐れのあるものもみられる。

石垣面に生育している樹木については、必要に応じて石垣保存の措置として伐採を進めるものとする。

なお、石垣に近接する樹木であっても石垣に悪影響を与えないと判断される樹木に

については、今後の整備に支障のないものに限り、石垣修復工事の際に防根シートを施工するなどして残すこととする。

また、石垣面より3m以内の範囲については、原則として植栽を行わないこととする等、将来にわたって樹木の根が石垣に悪影響を及ぼさないような措置を講じるものとする。

(3) 植生管理の項目と方法

ア 歴史的価値を構成する樹木の保護育成

現存する樹木のうち、次に該当する樹木については、積極的に保全を図るものとする。ただし、遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合、または公園の安全性を脅かす場合については、伐採も含めた対策を検討する。

- ・ 近世から生育することが推定される古木＝エドヒガン(二ノ丸・三ノ丸)
- ・ 明治期の公園整備の際に植樹された樹木＝サクラ(腰曲輪)、ウメ(腰曲輪下東側)、モミジ(本丸・二ノ丸)

保護の対象樹木は、過度な落ち葉かき等により、根系が露出しないことに配慮する。すでに根系が露出している樹木については、根系周辺の腐植層を確保するとともに、根元を踏み固めない等の対策を講じる。専門家による定期的な診断をおこない、適切な措置を講じる。

イ 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植物の管理

(ア) 石垣の保護

石垣において樹木が生育すると、根系の侵入による石積みの孕み、倒木に伴う石垣のき損に繋がる恐れがあるため、早期に対策を講じる必要がある。

- a 石垣に生育する樹木については、その影響を回避するために伐採を検討する。
- b 根系の除去が遺構の保存に悪影響を及ぼす場合については、根系が枯死・腐朽した後に除去をおこなうものとし、除去後に適切な処置を施すものとする。
- c 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に刈り取りをおこなう。

(イ) 土塁・堀跡等法面の洗掘防止

史跡地内の土塁・堀跡等の法面については、踏圧等により裸地が発生しており、表土の流亡や樹木根系への悪影響が懸念されるため、対策を講じるものとする。

- a 発生した裸地については、立ち入りを制限する等の対策を講じるとともに、腐植土や木材チップを敷く等して、洗掘の防止、植生の回復に努める。
- b 既に小規模な流路が形成されている箇所については、上記の措置のほか必要に応じて土木的な整備についても検討するものとする。

ウ 危険を及ぼす可能性のある樹木の抽出と保存・伐採の選定

史跡地内には多くの樹木が生育しており、一部では傾斜地にも生育している。傾斜地の下部には園路や広場等があることから、倒木や落枝等を未然に防ぎ、安全性の確保に努める必要がある。

- a 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては

伐採をおこなう。

- b 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採をおこなう。枝おろしは切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講じるものとする。
- c 落下の危険性の高い横枝は、適宜枝おろしを実施するものとする。
- d 倒木が確認された場合には速やかに搬出する。

エ 史跡の風致を維持するための植物の管理

(ア) 植栽樹木の管理

史跡地内には公園緑地として多くの植栽が施されており、これらの植物の維持管理についても引き続き実施する。

- a サクラ等植栽樹木の追肥，病虫害駆除等は，必要に応じて適宜実施するものとする。
- b 植栽樹木が繁茂し，見通しが悪くならないように剪定，刈り込みを適宜実施するものとする。

(イ) 刈取り除草

史跡地内には芝のほか，低木や雑草が多く生育している。これらの繁茂は公園・史跡としての修景が損なわれる一因となるので，積極的に管理をおこなう必要がある。

- a 雑草の繁茂を抑制し，草丈を可能な限り低く維持するために，刈取りを適宜実施するものとする。
- b 刈草等は，公園・史跡地の修景の保護の観点から，史跡外に搬出することを原則とする。

(ウ) 落ち葉等の清掃

落ち葉が散乱し，吹き溜まることは，場所によっては修景を損なうことに繋がる。また，落葉が堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）に堆積することにより水質の低下を招く一因となっていることから，必要に応じて清掃をおこなう必要がある。

- a 落葉の清掃は，平場を中心に，堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）内においても実施するものとする。
- b 落ち葉などは，公園・史跡地の修景の保護の観点から史跡外に搬出することを原則とする。

オ 盛岡城跡内外からの眺望確保のための植物の管理

樹木をはじめとする植物が繁茂し，史跡の立地や歴史性を理解する上で重要な眺望を阻害しているため，その確保のために管理をおこなう必要がある。これら樹木の伐採，剪定については，別途整備計画を定めた上で実施するものとする。

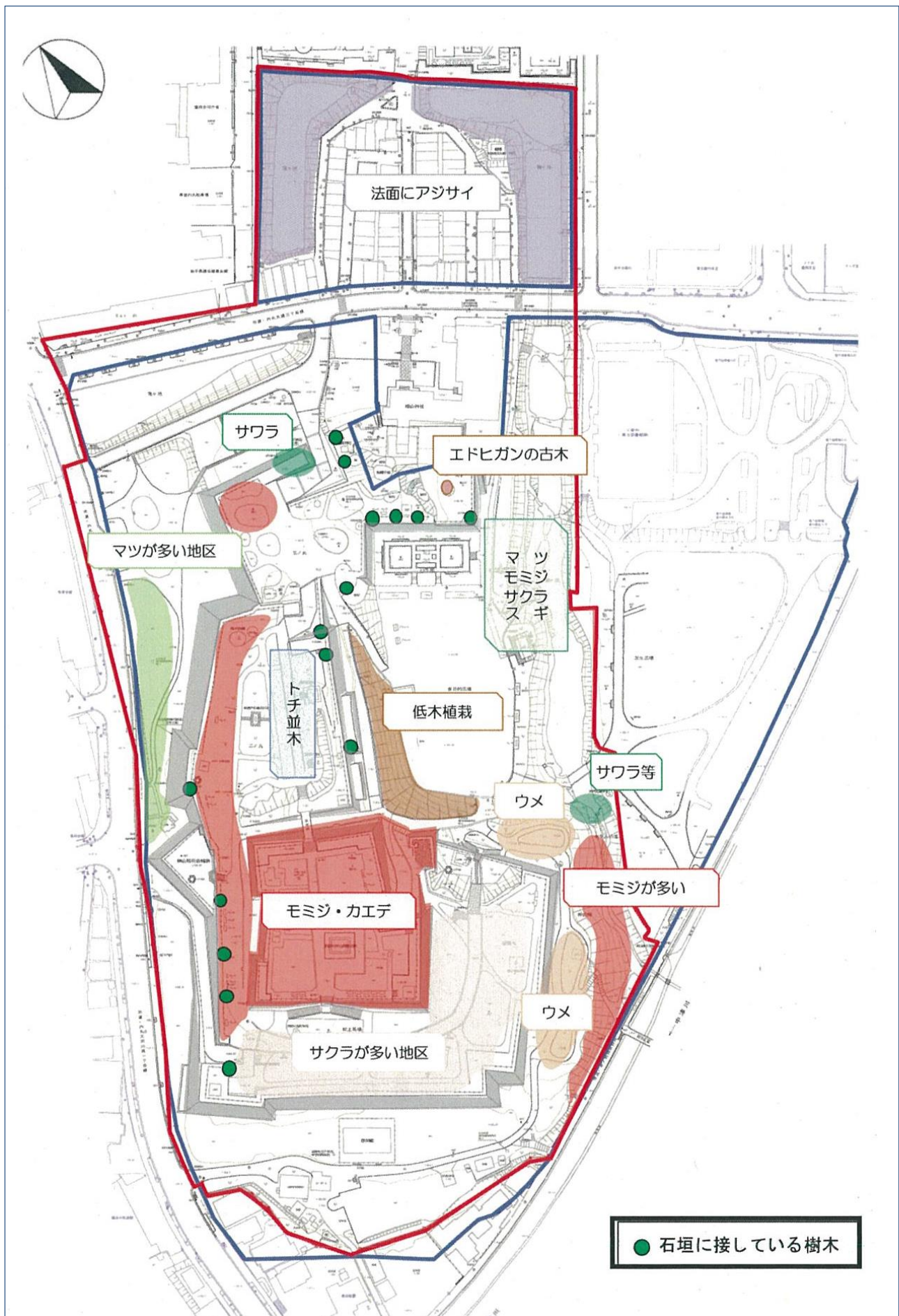
カ 修景のための新たな植栽修景のための新たな植栽

史跡地内の修景向上及び史跡整備上必要と判断された場合は，修景等のための植栽を施すものとする。これら植栽については，別途整備計画を定めた上で実施するものとする。植栽の維持管理，剪定・伐採については保存管理計画を踏まえ，以下を基本方針として行うものとする。

- (ア) 遺構の保全や、将来的な遺構復元整備等に支障となる樹木については、必要に応じて伐採または除去するものとする。
- (イ) 石垣より生育している樹木については、抜根による影響を調査・検討した上で除去する。
- (ウ) 石垣の際に存在し樹根が石垣を傷めているものについては、樹冠上部を伐採し石垣の解体修理と併せて樹根の除去を行う。
- (エ) 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に剪定を行う。
- (オ) 盛岡城跡の歴史的修景を構成する腰曲輪や三ノ丸のサクラ、鍛冶屋門周辺地区のウメ、本丸及び腰曲輪、二ノ丸、三ノ丸のモミジ等、その場のあり方として相応しい樹木や市民の活動等において活用がなされている樹木については、遺構の保全や将来の史跡整備の支障とならない限り、適宜保全を図るものとする。
- (カ) 遺構の復元整備を行う上で障害となる樹木のうち、保全すべき古木・貴重木等は移植を行う。
- (キ) 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては、必要に応じて伐採を行う。
- (ク) 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採をおこなう。

表 1 盛岡城跡の樹木構成

種 別		樹 木
高・中木	常緑広葉樹	ドイツトウヒ、サワラヒバ、チャボヒバ、イチイ、アカマツ、コウヤマキ、サワラ、クロマツ、スギ
	常緑針葉樹	キンモクセイ、サザンカ、ツバキ、イヌツゲ、ヒイラギ
	落葉広葉樹	イチョウ、ケヤキ、ウメ、ナナカマド、エゾエノキ、コブシ、ヤマザクラ、モミジ類、ナンジャモンジャ、ヤマボウシ、サルスベリ、ナツツバキ、シダレヤナギ、ソメイヨシノ、エドヒガン、ヤエザクラ、シダレザクラ、トウカエデ、サンシュユ、カツラ、ハナミズキ、アメリカザイフリボク、ハリギリ、マンサク、ハナミズキ、ナツグミ
低木	常緑針葉樹	キアラボク
	常緑広葉樹	イヌツゲ、マメツゲ、マサキ、アオキ、ツツジ、アセビ、ツゲ
	落葉広葉樹	ドウダンツツジ、ヒメリンゴ、サンザシ、アジサイ、ウメモドキ、ボ、レンギョウ、ヤマブキ、ハギ、ウツギ、トサミズキ、コマユミ、ニシキギ、ヒュウガミズキ、モクレン、ハナカイドウ、ユキヤナギ
その他		タケ(三ノ丸北側 櫻山神社境内地)、 フジ(鶴ヶ池ほとり藤棚・御乗物部屋跡)



第4図 植生配置の概要

6 『史跡盛岡城跡整備基本計画』における植栽管理の位置付け

『史跡盛岡城跡保存管理計画書』での植栽調査と植生管理の方針を受けて、『史跡盛岡城跡整備基本計画』では、より具体的な方針を定めた。

(1) 樹木の現況

ア 現況調査結果

平成 21 年度に実施した調査によると、確認された樹木は約 150 木、本数は約 3 千本を数える。これらの樹木のうち、藩政時代から生育する樹木については、明治期に払い下げられた際に伐採されたことや、台風などの自然災害や腐朽等による倒木のため、ほとんど残存していないが、三ノ丸東側に所在するエドヒガンについては、樹径等の規模から、藩政時代より残存しているものと想定している。

なお、明治 39(1908)年に公園整備がなされた際にサクラ(ソメイヨシノ)やウメ等が植栽されたほか、その後もモミジ・カエデ・トチノキ・ケヤキ等の中・高木類に加え、ツツジ類をはじめとする低木類が植栽されており、中心市街地にあって豊富な緑量を感じることもできる場ともなっている。

イ 花き

花き類については自然発生のものを除くと、台所跡北側に位置するバラ園に集約されている。このバラ園については、明治 39(1906)年に岩手公園として整備された際に設置された花壇が太平洋戦争中に撤去され、グラウンドの一部となっていたものを、昭和 32(1957)年には都市計画決定に基づく整備事業により再整備され現在に至っているものである。

バラ園には数十種類のバラのほか、数本のボタンが植えられており、例年 6 月中旬頃から 8 月頃に見頃を迎えている。

表 2 盛岡城跡の主要樹木

曲輪名	地区別	
	中・低木	低木
本丸	イチョウ・カエデ・チョウセンゴヨウ・モミジ	
二ノ丸	イチョウ・カエデ・ケヤキ・コウヤマキ・トチノキ・ナンジャモンジャ・モミジ	アセビ・サツキ・ドウダンツツジ・リュウキュウツツジ
三ノ丸	イチョウ・エドヒガン・ソメイヨシノ・チョウセンゴヨウ・モミジ	ニシキギ・リュウキュウツツジ
淡路丸	エドヒガン・クロマツ・ソメイヨシノ・モミジ	イヌツゲ・サツキ・ドウダンツツジ・ニシキギ・ヤマブキ
台所跡	アカマツ・ケヤキ・シダレカツラ・スギ・モミジ	ドウダンツツジ・ニシキギ・ボケ・ユキヤナギ・リュウキュウツツジ
鍛冶屋門(鉛蔵)跡	ウメ・ケヤキ・サンシュユ・モミジ	ウツギ・ドウダンツツジ・ニシキギ・ヤマブキ
本(米内)蔵跡	アカマツ・イチイ・イチョウ・ウメ・シダレザクラ・ドイトウヒ・モミジ	サツキ・ドウダンツツジ等
吹上門(孫蔵)跡下	クロマツ・サンシュユ	ドウダンツツジ・ユキヤナギ
本新蔵跡	アカマツ・クロマツ・ケヤキ・シダレザクラ・ツバキ・ハナミズキ	サツキ・ドウダンツツジ・ニシキギ・リュウキュウツツジ
櫻山神社周辺	ウメ・イチイ・キハダ・サワラ・トチノキ	イヌツゲ・サツキ・ドウダンツツジ・ニシキギ・リュウキュウツツジ
下曲輪	アカマツ・モミジ	アジサイ・サツキ・ハナカイドウ
鶴ヶ池・亀ヶ池	アカマツ・イチョウ・エドヒガン・ケヤキ・スギ・シダレヤナギ・ソメイヨシノ・マンサク・モミジ	アジサイ・サツキ・ドウダンツツジ・トサミズキ・ニシキギ・ユキヤナギ・リュウキュウツツジ

(2) 景観・環境整備の方針

盛岡城跡はランドマークとして再生していくために、周辺地区から盛岡城跡の石垣を望めるようにすることを目標と定める。

これに沿って、第1期整備計画期間中には城内の主要な箇所から石垣を眺め見られるようにすることを目標に整備を行う。第2期整備計画期間では、各種遺構の復元整備等と併せて樹木伐採等を行い、周辺地区からも石垣を眺望できるようにすることを目指す。

植栽管理・整備方針として、第1期整備計画期間においては、本丸西側四阿からの眺望のほか、教育会館向かい側入口、産業会館向かい側入口、櫻山神社西側入口、もりおか歴史文化館芝生広場南西入口、台所を視点場として、これらの視点場から石垣をより明瞭に眺望できるよう、樹木の剪定や伐採を行っていく。

また、曲輪縁辺部の修景整備(低木植栽)については、石垣の修復と並行して転落防止柵の改修を推進した後、石土居や塀等の復元整備と共に、整備事業の進捗に併せて検討するものとする。

第2期整備計画期間においては、都市計画道路下ノ橋更ノ沢線及び中ノ橋大通線との交差点、中ノ橋、もりおか歴史文化館芝生広場、中津川対岸(腰曲輪東側対岸付近)を視点場として、これらの地点から石垣を眺望できるような景観整備を検討する。

なお、植栽の維持管理、剪定・伐採については保存管理計画を踏まえ、以下を基本方針として行うものとする。

ア 遺構の保全や、将来的な遺構復元整備等に支障となる樹木については、必要に応じて伐採または除去するものとする。

イ 石垣より生育している樹木については、抜根による影響を調査・検討した上で除去する。

ウ 石垣の際に存在し樹根が石垣を傷めているものについては、樹冠上部を伐採し石垣の解体修理と併せて樹根の除去を行う。

エ 石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に剪定を行う。

オ 盛岡城跡の歴史的修景を構成する腰曲輪や三ノ丸のサクラ、鉛蔵跡周辺地区のウメ、本丸及び腰曲輪、二ノ丸、三ノ丸のモミジ等、その場のありかたとして相応しい樹木や、市民の活動等において活用がなされている樹木については、遺構の保全や将来の史跡整備の支障とならない限り、適宜保全を図るものとする。

カ 遺構の復元整備を行う上で障害となる樹木のうち、保全すべき古木・貴重木等は移植を行う。

キ 傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては、必要に応じて伐採を行う。

ク 幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採をおこなう。

ケ 倒木や伐採により発生した裸地については、立ち入りを制限する等の対策を講じるとともに、地被植栽を行うほか、腐植土や木材チップを敷く等して、洗掘の防止等に努める。